

庁舎施設整備等に関する進捗状況等について

平成27年12月15日

嘉麻市庁舎建設設置本部会議

(事務局:嘉麻市 庁舎・交通体系対策室)

【内容】

- 1 庁舎施設整備等に関する進捗状況
- 2 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の開催状況について
- 3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について
- 4 今後改正等が想定される条例、規則等について

[資料]庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

1 庁舎施設整備等に関する進捗状況

庁舎に関するこれまでの主な取り組み状況等について以下の通り整理する。

(1) 平成18年3月27日 嘉麻市誕生

合併協定項目における事務所の位置

- ・ 当分の間、碓井庁舎を本庁とし、本庁機能を一部分庁とする。
- ・ 本庁以外の庁舎は、総合支所とする。
- ・ 財政状況等を踏まえ、建設の是非と位置を含めて新市において検討する。

(2) 平成20年9月議会にて

碓井庁舎を増築し、碓井庁舎を本庁に位置づけること等について検討する「庁舎増改築調査委託料」について、当時の市長から予算提案されたが、議員からの反対の意見等があり予算執行が見送られた。

(3) 平成23年3月16日

分庁問題に関する報告書作成（行政改革推進本部組織機構改編専門部会作成）

- ・ 分庁方式における問題点の整理及び分庁解消による効果並びに統合庁舎の考え方を取りまとめる。

1 庁舎施設整備等に関する進捗状況

(4) 平成23年6月10日～平成24年12月11日

[新庁舎に関する調査特別委員会（計7回）。※議会の特別委員会]

庁舎問題検討報告書において示された4候補地について投票を行い、碓井庁舎増築3票、碓井グラウンド0票、稲築多目的運動広場12票、牛隈交差点1票、白票4票となり、議会の意向としては稲築多目的運動広場として取りまとめられた。

(5) 平成24年12月18日〔議会本会議〕

嘉麻市市役所新庁舎の建設に関する決議

- ・議会として「稲築多目的運動広場」に庁舎を新築することを求める。

採決：賛成15票 反対6票 により、原案のとおり可決

(6) 平成24年12月18日〔議会本会議〕

議員提案「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」

- ・内容：市役所の位置を現在の「稲築多目的運動広場」とする内容の「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議員により提出される。

採決：賛成16票、反対6票により、原案のとおり可決

(7) 平成24年12月27日〔議会本会議〕 臨時議会 （再議）

- ・再議理由：市民への説明不足及び財源の見通しが不確定
- ・再議の採決：賛成14票、反対7票、欠席1人により、改正条例案可決

1 庁舎施設整備等に関する進捗状況

(8) 平成25年2月12日～24日〔市民説明会〕

庁舎問題に関する市民説明会（計5回：460人参加）

- ・参加人数：夢サイトかほ 約130人、山田市民センター 約60人、稲築地区公民館 約110人、碓井住民センター（1回目 約70人、2回目 約90人）

※平成25年3月定例会において行政報告済。

(9) 平成26年6月11日〔議会本会議〕

平成26年4月23日に市長に就任した赤間市長が庁舎に関し施政方針表明

- ・今後の維持管理費や現各庁舎の老朽化具合から考えて、庁舎一本化に向けて、出張所の設置等など地域の激変緩和措置を検討し、財政状況も勘案しながら、市民のみなさま、議会のご理解を得ながら推進する。

(10) 平成26年9月17日〔行財政改革に関する調査特別委員会〕

- ・嘉麻市財政計画

合併特例債の発行計画として、発行見込み額81億円のうち、新庁舎建設事業35億円及び稲築、山田、嘉穂庁舎解体事業費3億円が計上される。

- ・職員の定員適正化計画

平成39年度を目途に職員数を350人に削減（平成25年度430人）

1 庁舎施設整備等に関する進捗状況

(11)平成26年10月31日〔嘉麻市庁舎建設設置本部会議の設置〕

- ・新庁舎建設及び庁舎問題の総合的検討・実施について全庁的に取り組むための機関
 - ・市長以下幹部職員10人により構成（市長・副市長・教育長・総務財政担当総合調整監・民生担当総合調整監・産業建設担当総合調整監・総務課長・人事秘書課長・企画調整課長・財政課長）。事務局は庁舎・交通体系対策室
- ※現在は：防災対策課も構成員となっている。
- ※平成26年10月31日に第1回本部会議を開催以降、平成27年12月15日現在において、計13回の本部会議を開催済。

(12)平成26年12月議会〔本会議、特別委員会〕

- ・市長の新庁舎に関する所信表明
市民サービスに関わる本庁と支所の役割分担のあり方や地域振興、地域交通体系網の整備などの制度設計等の課題に対して、情報の提供及び共有に努め、合意形成を図りながら一つひとつ丁寧につくりあげていくとした考えを示す。
- ・アンケート調査に関する予算の計上
庁舎の位置が変更することに関する様々な課題等への対応等について、意識調査（アンケート）を実施するための予算を計上。本議会にて賛成多数で可決。
- ・庁舎建設等に関するスケジュールの報告。

1 庁舎施設整備等に関する進捗状況

(13) 平成27年1月9日〔嘉麻市庁舎に関する意識調査票（アンケート）の実施〕

- ・本市在住の18歳以上の中から無作為に3,000人を抽出、郵送によるアンケートの送付・返送方式
- ・調査期間：平成27年1月9日～平成27年1月23日まで
- ・回収状況：1,514票 回収率：50.47%
※アンケート結果は、平成27年3月議会において報告済。（広報誌、ホームページ等に掲載）

(14) 平成27年3月議会〔議会本会議、特別委員会〕

- ・新庁舎施設整備等審議会条例案及び庁舎建設基本計画策定業務委託に係る予算案の提出。本会議にて賛成多数で可決

(15) 平成27年5月12日～19日〔市民説明会〕

庁舎課題に関する市民説明会（計4回：454人参加）

- ・参加人数：山田市民センター 55人、碓井住民センター101人、稲築地区公民館111人、夢サイトかほ 187人

※また、平成27年3月～5月に出前講座を開催し、計12会場、203人の参加があった。

※市民説明会、出前講座の主な内容等については、平成27年6月議会特別委員会において報告済。

1 庁舎施設整備等に関する進捗状況

(16) 平成27年6月議会〔特別委員会〕

以下について説明を行った。

- ・職員適正化計画等
- ・庁舎課題に関する市民説明会等

(17) 平成27年8月21日 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置

- ・委員委嘱、正副会長選任、諮問が行われた。

※平成27年8月21日に第1回審議会が開催されて以降、平成27年12月15日現在において、計5回の審議会を開催済

【諮問事項】

以下の事項に関する調査・審議について諮問。

- ①新庁舎建設基本計画（案）に関すること。
- ②支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。
- ③その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(18) 平成27年9月議会〔特別委員会〕

以下について説明を行った。

- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況
- ・庁舎課題に関する基本計画（骨子案）
- ・公開質問状に関する回答
- ・嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

◆主な取り組み状況等に関し、主な資料は毎月連載の「広報嘉麻」に、詳細な資料については「嘉麻市公式ホームページ」及び各庁舎の「情報コーナー」にてご覧いただくことができます。

2 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の開催状況について

審議会の開催状況等については、以下の通りである。

(1) 平成27年8月21日 第1回審議会

主な内容	主な意見
<ul style="list-style-type: none">・ 審議会委員に対する委嘱書の交付・ 委員及び事務局職員の紹介・ 会長及び副会長の選任・ 諮問	<ul style="list-style-type: none">・ 財政に関する意見・ 審議会の日程に関する意見・ 資料要求や質問の取り扱いに関する意見・ 庁舎の老朽化に関する意見 等

(2) 平成27年9月18日 第2回審議会

主な内容	主な意見
<ul style="list-style-type: none">・ 会議（要）録の取り扱い・ 〃 の承認・ 庁舎課題に関する基本計画（骨子案）の説明、意見交換	<ul style="list-style-type: none">・ 財政や費用に関する意見・ 審議会の日程に関する意見・ 審議会内容の広報等による情報共有に関する意見・ 防災対策に関する意見 等

2 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の開催状況について

(3) 平成27年10月16日 第3回審議会

主な内容	主な意見
<ul style="list-style-type: none">・ 会議（要）録の承認・ 新庁舎の建物配置計画案の説明、意見交換・ 庁舎課題に関する基本計画（骨子案）の説明、意見交換	<ul style="list-style-type: none">・ 支所の規模や配置職員数等に関する意見・ 庁舎建設地における敷地の排水や駐車場に関する意見・ 市バス等の交通対策に関する意見・ 審議会の日程に関する意見 等

⇒審議時間の更なる確保のため、11月6日に、審議会が追加

(4) 平成27年11月6日 第4回審議会

主な内容	主な意見
<ul style="list-style-type: none">・ 会議（要）録の承認・ 新庁舎の建物配置計画案の説明・ 庁舎課題に関する基本計画（骨子案）の説明、意見交換	<ul style="list-style-type: none">・ 本庁舎と支所に関する意見・ 財政に関する意見・ 位置や地形等に関する意見・ 敷地や規模等全般に関する意見 等

2 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の開催状況について

(5)平成27年11月20日 第5回審議会

主な内容	主な意見
<ul style="list-style-type: none">・新庁舎の建物配置計画案の説明、意見交換・庁舎課題に関する基本計画（骨子案）の説明、意見交換・概算事業費（見込案）の説明、意見交換	<ul style="list-style-type: none">・本庁舎と支所に関する意見・財源や費用に関する意見・規模等に関する意見・交通対策に関する意見 等

⇒審議時間の更なる確保のため、12月18日に、審議会が追加

(今後の開催予定)

- ・第6回審議会・・・平成27年12月18日
- ・第7回審議会・・・平成28年 1月15日
- ・第8回審議会・・・ 〃 2月19日

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

(1) 庁舎建設の必要性

① 庁舎老朽化の進展（老朽化、旧耐震基準）

- ・・・ 4つの庁舎を建替えし管理し続けるのは財政的に無理

※経過年数は、平成26年末時点での経過年数

※残余年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める鉄筋コンクリート造における耐用年数50年を基準

区分	建築年	構造	敷地面積	庁舎延床面積	経過年数※	平成32年度末償却残余年数※	耐震診断総合判定
碓井庁舎	昭和56年	RC 3階建	14,332㎡	3,305㎡	33年	11年	NG
山田庁舎	昭和49年	RC 3階建	13,430㎡	5,302㎡	40年	4年	NG
嘉穂庁舎	昭和46年	RC 2階建	6,331㎡	2,690㎡	43年	1年	NG
稲築庁舎	昭和26年	RC 2階建	6,929㎡	3,129㎡	63年	19年経過	NG

全ての職員が働くことができる容量（キャパ）の庁舎はない。

施設の老朽化は防ぐことはできない。耐震等の補強工事をして、必ず建替えしなければいけない時期はくる。

耐震診断の結果：耐震診断総合判定は全庁舎ともに「NG（耐震性能を確保できていない）」

※「別添参考資料1 庁舎耐震診断業務委託診断現況結果(速報値)について」参照

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

各庁舎の経年劣化の状況の主なもの

【碓井庁舎】天井雨漏り



【山田庁舎】雨漏りのため天井破損



【嘉穂庁舎】建物加重による地下サッシ変形、開閉不可



【稲築庁舎】壁、天井剥離・亀裂箇所



②分庁の解消

- ・・・合併したときからの課題、当時から多くの課題が指摘されている。

③行政改革の必要性

- ・・・学識経験者、公共的団体、住民から1年でも早い取り組みをするよう指摘されている。

※上記①庁舎老朽化の進展、②分庁の解消、③行政改革の必要等に対し、総合的に取り組み、「嘉麻市が、将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制づくり」のために、本庁機能を集約できる庁舎建設が必要。

⇒庁舎に関する唯一の財源である合併特例債の活用期限である「平成32年度」までの整備を行うことが必要。迅速に取り組むべき行政課題であり、代案は想定されない。

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

(2) 新庁舎建設に係る関連経費、効果額について

新庁舎建設（支所整備費等も含む。）に係る、「本庁業務一本化した場合」と「現状のまま（4つの庁舎を利用）の場合」の各経費の比較を行った（庁舎整備費償還期間として想定される20年間の基本期間とし算定）。

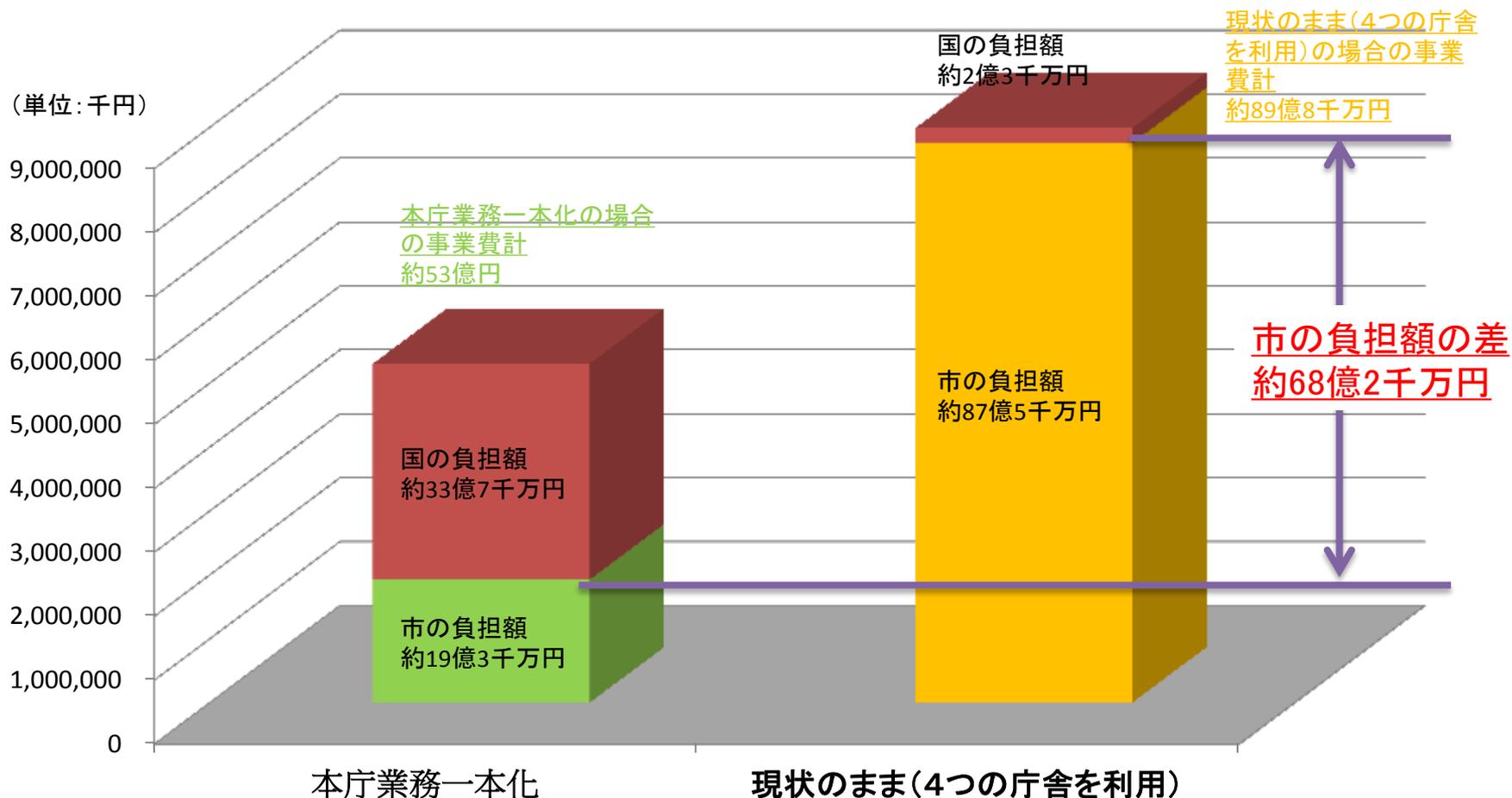
詳細な比較資料については、「別添参考資料2 新庁舎建設に係る関連経費、効果額について」を参照するものとし、この資料についてはこの要約を記述する。

① 庁舎整備に係る事業費比較条件

本庁業務一本化	現状のまま（4つの庁舎を利用）
<ul style="list-style-type: none">・ 稲築多目的運動広場に新庁舎を設置（9000㎡程度）・ 平成32年度までに、山田支所、嘉穂支所新設（各500㎡程度）・ 平成32年度までに、山田庁舎、稲築庁舎、嘉穂庁舎除却・ 碓井支所の耐震化、大規模改修を実施・ 碓井庁舎に教育委員会を設置（平成38年度まで）・ その後の時期に、碓井庁舎除却、支所の設置 <p>※平成32年までの事業は、合併特例債対象</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 4つの庁舎において、それぞれ耐震化、大規模改修、建替工事。 <p>※庁舎の維持補修事業のため、合併特例債の対象外</p>

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

②庁舎整備に係る事業費比較（20年間分）



※本庁に業務を1本化した方が、現状のまま(4つの庁舎を利用)の場合と比較すると、市の実質負担額は、約68億2千万円抑制される。(20年間の総事業費、市の実質負担額ベース)

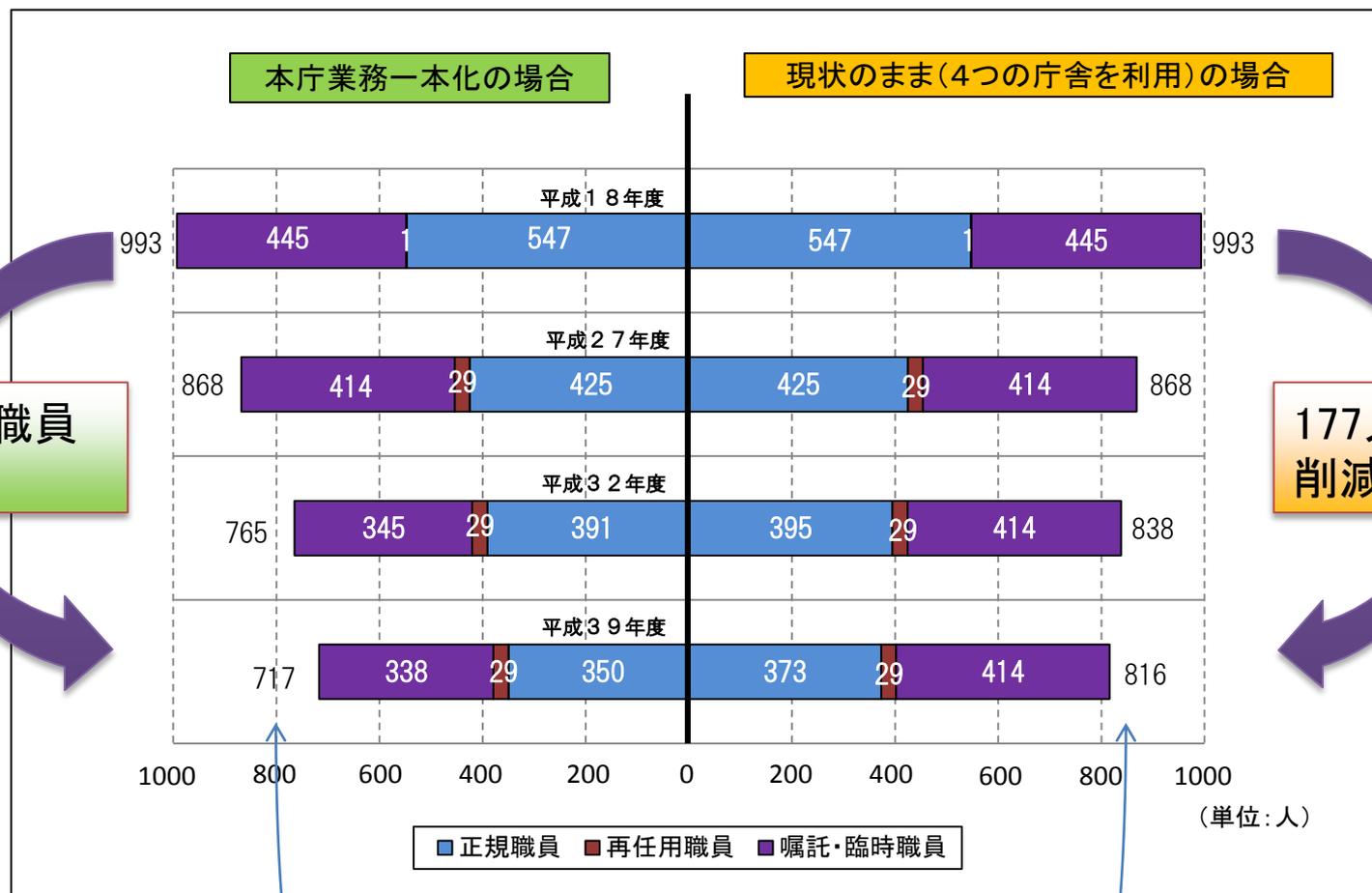
3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

③維持管理費、移動に伴う損失人件費、人件費の比較条件

<p>本庁業務一本化</p>	<p>現状のまま（4つの庁舎を利用）</p>
<p>◇維持管理費 庁舎保有面積が小さい（管理費低額）</p> <p>◇移動に伴う損失人件費 本庁業務一本化のため不要</p> <p>◇人件費</p>	<p>◇維持管理費 庁舎保有面積が大きい（管理費高額）</p> <p>◇移動に伴う損失人件費 庁舎間の職員移動が生じる。</p> <p>◇人件費</p>
<p>※ 国の合併支援措置の終了、人口減少による税収減等の今後の収入不足が、予想される。 <u>現状の住民サービスを保ちつつ、可能な限り職員数を減少させる合理化が必ず必要。</u> →本庁業務一本化の方がより少ない職員で行政運営が可能</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度 993人 ・平成27年度 868人 ・平成32年度 765人 ・平成39年度 717人 <p>※正規職員、再任用職員、嘱託・臨時職員の総数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度 993人（対左 0人） ・平成27年度 868人（対左 0人） ・平成32年度 838人（対左 73人増） ・平成39年度 816人（対左 99人増） <p>※正規職員、再任用職員、嘱託・臨時職員の総数</p>

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

- 職員数の推移比較



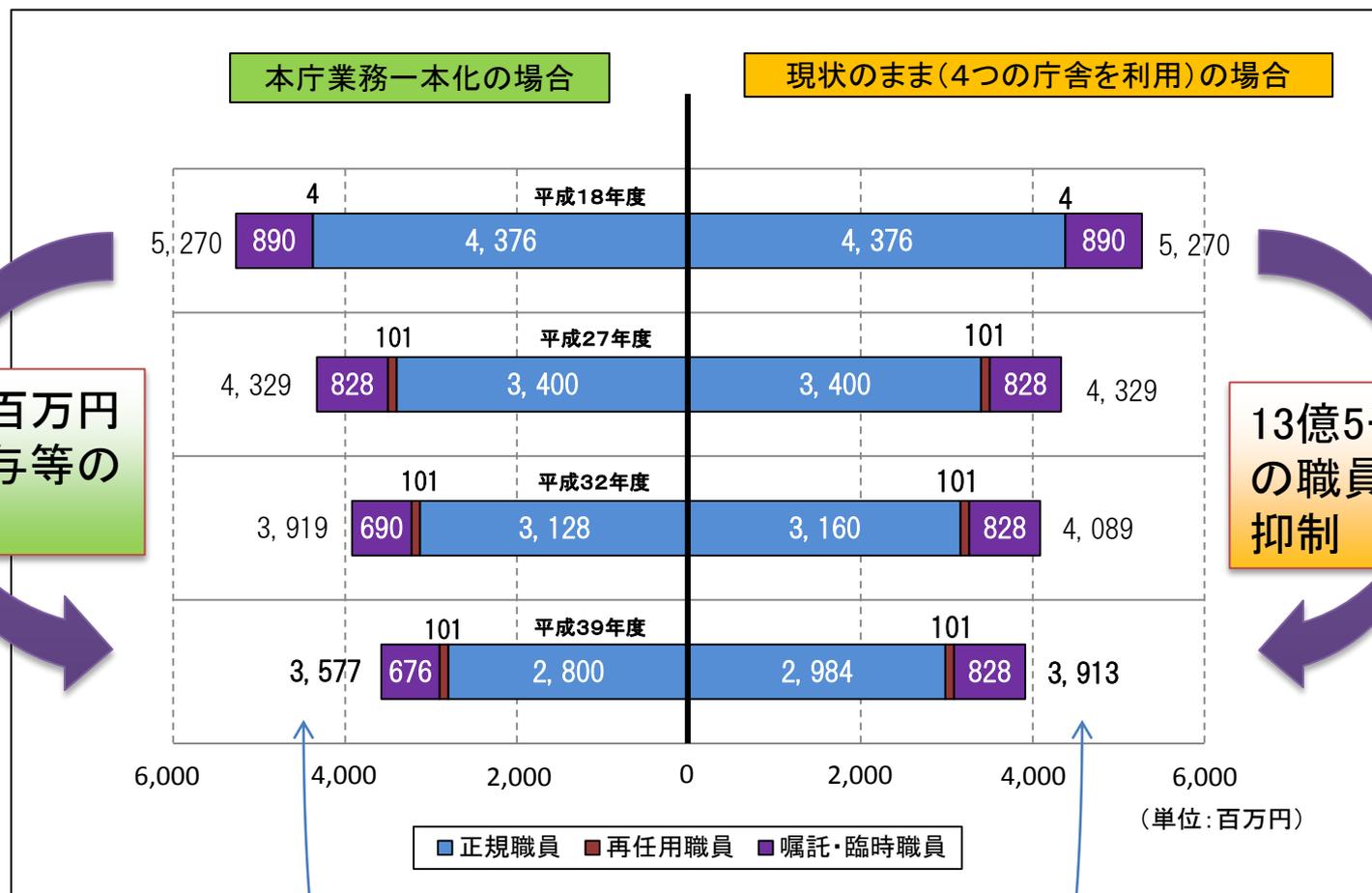
276人の職員削減

177人の職員削減

職員数の比較では、99人の職員の合理化に繋がる。

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

- ・ 職員給与等の推移比較



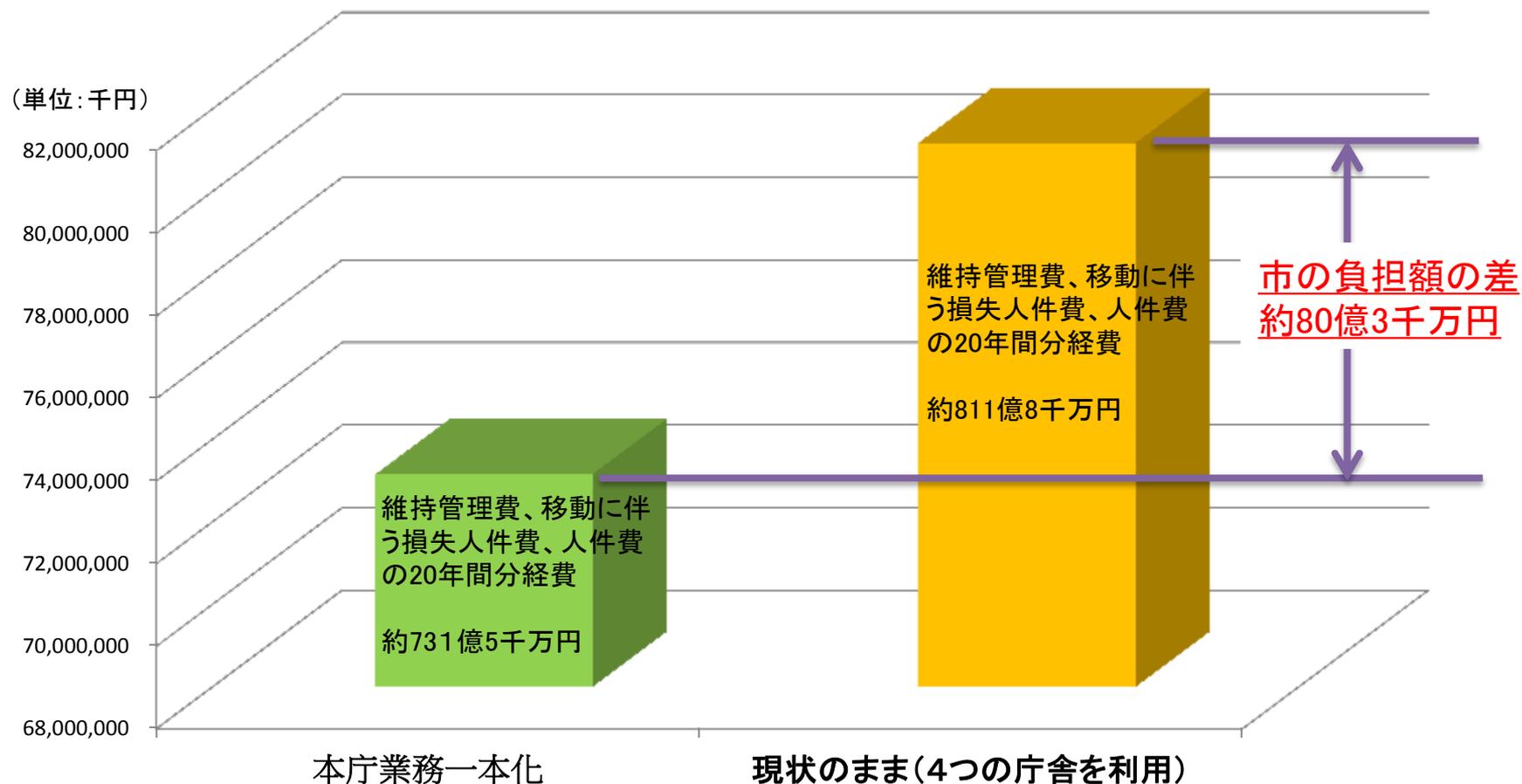
16億9千3百万円の職員給与等の抑制

13億5千7百万円の職員給与等の抑制

職員給与等の比較では、3億3千6百万円の支出額が抑制される。

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

④維持管理費、移動に伴う損失人件費、人件費比較（20年間分）



※本庁に業務を1本化した方が、現状のまま(4つの庁舎を利用)の場合と比較すると、市の実質負担額は、約80億3千万円抑制される。(20年間の総事業費、市の実質負担額ベース)

⇒ 毎年約4億円の経費削減に繋がる。

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

⑤その他関連経費として（循環バス、郵便局での証明書交付）

これらの経費については、嘉麻市全体の住民サービスのあり方として総合的に検討が望まれるものであり、参考概算見込として整理したものである。

◆循環バス

- ・ 路線イメージ・・・次ページの「嘉麻市庁舎設置、資産利活用、交通ネットワーク全体イメージ」の図における現在の各庁舎周辺部を環状に繋ぎ、相互の地域を交流を促進するバス路線をイメージ。（※庁舎の利活用のみでない、まちづくりもイメージ）
- ・ 運行頻度等・・・相互運行（内回り、外回り）。毎時間運行、平日・土曜日運行。マイクロバスサイズのバス車両。
- ・ 概算事業費・・・年間56,000千円（運賃、国庫補助、過疎債等により、市の負担額は年間約10,560千円程度を見込）
- ・ 課題・・・路線の競合問題、既存路線との路線再編

嘉麻市庁舎設置、資産利活用、交通ネットワーク全体イメージ

(本庁舎)
 ※稲築多目的運動広場に建設予定(平成32年度供用開始予定)
 管轄官公署との連携による行政機能拠点

各庁舎を結ぶ公共交通ネットワークの構築

(山田庁舎)
 民間活力を活用した商工業誘致、子育てしやすい環境を重視した定住化促進ゾーン



※支所は、山田生涯学習館周辺部に設置

- 【山田庁舎周辺情報】**
- ・山田支所(山田生涯学習館)まで徒歩5分
 - ・幼稚園、保育所まで徒歩数分
 - ・上山田小学校まで徒歩7分
 - ・山田中学校まで徒歩12分
 - ・私立病院まで徒歩5分
 - ・日赤病院まで徒歩10分
 - ・銀行、農協まで徒歩10分
 - ・コンビニまで徒歩10分

(碓井庁舎)
 教育文化の拠点と道の駅うすいを中心とした商業振興ゾーン



- 【碓井庁舎周辺情報】**
- ・道の駅うすいまで数分
 - ・私立病院、コンビニまで数分
 - ・市立美術館まで徒歩7分
 - ・幼稚園まで徒歩10分
 - ・碓井小学校まで徒歩10分
 - ・碓井中学校まで徒歩10分
 - ・銀行、農協まで徒歩10分



(嘉穂庁舎)
 民間活力を活用した商工業誘致、緑豊かな大自然を活かした定住化促進及び観光振興ゾーン

- 【嘉穂庁舎周辺情報】**
- ・保育所まで数分
 - ・嘉穂小学校まで徒歩7分
 - ・嘉穂中学校まで徒歩15分
 - ・嘉穂総合高校大隈城山校まで数分
 - ・私立病院まで5分
 - ・銀行、郵便局まで徒歩5分



3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

◆郵便局での証明書交付

- ・現在、鴨生郵便局において、住民票と印鑑証明書の交付を実施中。

《鴨生郵便局 証明書交付実績》

- ・平成24年度 135件 (住民票106件、印鑑証明書29件)
 - ・平成25年度 111件 (住民票 82件、印鑑証明書29件)
 - ・平成26年度 92件 (住民票 76件、印鑑証明書16件)
- ・年間の経費は、1箇所当たり、約600千円程度の見込
 - ・制度の導入検討については、本庁・支所と遠方に位置する箇所で検討することが想定される。(次ページの「●嘉麻市内各庁舎、●郵便局 位置図」参照)

※循環バス、郵便局での住民票の交付等の住民サービスについては、毎年の一定の経費が生じるが、バス事業の全体計画の再構築や住民サービスのあり方を踏まえ総合的に検討するものとする。

●嘉麻市内各庁舎、●郵便局 位置図

(各庁舎から半径 約1kmの円を図示)

山野郵便局

稲築庁舎

稲築郵便局

鴨生郵便局

漆生郵便局

碓井郵便局

牛隈郵便局

下山田郵便局

碓井庁舎

嘉穂庁舎

大橋郵便局

山田庁舎

嘉穂郵便局

上山田郵便局

千手郵便局

宮野郵便局

鴨生郵便局では、住民票の写し・印鑑証明を交付している。(平成26年度交付実績92件)

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

(3) 本庁業務一本化における概算事業費見込

本市の庁舎課題について財源的に著しく有利である本庁業務一本化における庁舎整備に係る概算事業費について整理する。

※新庁舎建設費:基本設計、実施設計、工事費、施工管理費、体育館解体費等を想定した概算

(単位:千円)

区分	項目	説明	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度～以降	合計	-
庁舎建設費 (体育館解体費含む。)	本庁舎	RC5階程度 約9,000㎡	100,000	100,000	1,900,000	1,900,000	0	0	4,000,000	合併特例債
	山田	山田支所 RC平屋 約500㎡	0	0	5,000	120,000	0	0	125,000	合併特例債
	稲築	-	0	0	0	0	0	0	0	
	碓井	碓井支所 RC平屋 約500㎡	0	0	0	0	0	125,000	125,000	※平成39年度以降の設置
	嘉穂	嘉穂支所 RC平屋 約500㎡	0	0	5,000	120,000	0	0	125,000	合併特例債
耐震補強工事	本庁舎	新庁舎	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
	山田	山田支所	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
	稲築	-	0	0	0	0	0	0	0	
	碓井	碓井支所(教育委員会含む)	0	160,954	0	0	0	0	160,954	合併特例債
	嘉穂	嘉穂支所	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
大規模改修	本庁舎	新庁舎	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
	山田	山田支所	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
	稲築	-	0	0	0	0	0	0	0	
	碓井	碓井支所(教育委員会含む)	0	0	0	0	330,500	0	330,500	合併特例債
	嘉穂	嘉穂支所	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
庁舎除却費	山田庁舎	RC3階 延床面積 5,302㎡	0	0	0	0	159,060	0	159,060	合併特例債
	稲築庁舎	RC2階 延床面積 3,129㎡	0	0	0	0	93,870	0	93,870	合併特例債
	碓井庁舎	RC3階 延床面積 3,305㎡	0	0	0	0	0	99,150	99,150	※平成39年度以降の除却
	嘉穂庁舎	RC2階 延床面積 2,690㎡	0	0	0	0	80,700	0	80,700	合併特例債
計			100,000	260,954	1,910,000	2,140,000	664,130	224,150	5,299,234	-

※合併特例債の活用可能期間

※耐震補強工事、大規模改修試算については、補助限度額、類似事業費等に総面積を乗じた額。想定される最高額を掲載。

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

(4) 事業費見込等の比較

各ケースにおける事業費等見込を再整理比較すると、以下の通りとなる。

	平成24年2月作成 庁舎問題検討報告書の場合	本庁業務一本化の場合	現状のまま(4つの庁舎を利用)の場合
①庁舎形態	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁業務一本化のため、本庁舎を整備 ・支所ではなく、各地域に既存施設を利用した、簡易受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁業務一本化のため、本庁舎を整備(※平成38年度まで、教育委員会は碓井庁舎に設置) ・各地域には支所を新設 	<p>現在の状態(分庁方式) ⇒ 4つの庁舎を順次に建替え続ける必要あり。</p>
②行政サービス、コスト	<ul style="list-style-type: none"> × 現状の総合支所業務の全ては簡易受付での対応は難しい。 × 市のほとんどの行政サービスを受ける場合は、本庁舎でのみ対応 <p>○ 支所を設置しないため、行政改革削減効果は高い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の総合支所業務は支所に対応 ○ 複雑な行政サービスは本庁舎で確実に解消 <p>△ 支所に10人程度の正規職員の配置を予定、行政改革削減効果はやや低下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の総合支所業務は支所に対応 × 本庁機能が分散化されているため住民サービス低下(いわゆる、たらい回し等) × より多数の職員が必要となり行政改革効果はない。
③事業費見込等 ※消費税を10%として算定	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎建設費 約38億2千万円 ⇒市の実質負担額約12億8千万円 <p>[当報告書には以下の算定、検討はされていない]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易受付等の整備費 ・既存庁舎除却費 <p>※算定されていない項目があるため同一比較不可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎建設費 約40億円 <ul style="list-style-type: none"> ・支所建設費 約3億8千万円 ・耐震補強 約1億6千万円 ・大規模改修 約3億3千万円 ・庁舎除却費 約4億3千万円 <p>○ 事業費見込等 約53億円 ⇒市の実質負担額 約19億2千万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎建設費 約64億1千万円(4つの庁舎順次の建替) <ul style="list-style-type: none"> ・支所建設費 0円 ・耐震補強 約7億円 ・大規模改修 約14億4千万円 ・庁舎除却費 約4億3千万円 <p>× 事業費見込等 約89億8千万円 ⇒市の実質負担額 約87億5千万円</p>
④経費、人件費等	<p>※算定なし。</p>	<p>○ 20年間経費 約731億5千万円 ⇒20年間経費 現状のままと比較すると 約80億3千万円経費削減(毎年約4億円経費削減)</p>	<p>× 20年間経費 約811億8千万円</p>

3 新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について

(5) 新庁舎建設に係る関連経費、効果額等に関するまとめ

- ◆老朽庁舎等の総合的な対策を図る、庁舎整備に係る事業費としては、

本庁に業務を1本化した方が、現状のままの4つの庁舎を利用する分庁方式のままと比較すると、市の実質負担額は、約68億2千万円抑制される。(20年間の総事業費、市の実質負担額ベース)

- ◆分庁解消対策、人件費抑制等の行財政改革に係る経費としては、

本庁に業務を1本化した方が、現状のままの4つの庁舎を利用する分庁方式のままと比較すると、約80億3千万円の経費等の削減になる。(20年間の総事業費、市の実質負担額ベース) ⇒ 毎年約4億円の経費削減に繋がる。



平成32年度までに活用することができる合併特例債という有利な財源を活用して、今、庁舎問題の解決を図らなければ、今後の市民の負担額は、はるかに増大し、財政上大きな問題になることは明らかである。

各庁舎の全てに耐震改修や、大規模修繕等を行ったとしても、いずれ必ず建替えが必要になる。その時は合併特例債を使用することができず、後の世代に大きな負担を背負わせることになるため、今事業を行うことが最良の選択であると思われる。

4 今後改正等が想定される条例、規則等について

新庁舎等整備に伴う改正が必要と思われる例規について、現状において次のとおり抽出している状況である。改正内容、施行時期については、別途の検討、原案作成等の手続きが必要になるが、現状において影響があると思われる例規等について整理したものである。（注：条例等の名称は簡略表示）

◆条例

条 例 名	改 正 検 討 内 容
公告式条例	各庁舎の名称及び稲築・山田庁舎の所在地の改正
課等設置条例	総合窓口課の名称に係る改正
総合支所設置条例	総合支所の名称、稲築支所廃止、山田支所の位置の改正
福祉事務所設置条例	福祉事務所の位置の改正
母子健康センター条例	碓井母子健康センター廃止となった場合の改正
教育センター条例	碓井庁舎への配置転換に伴う位置の改正
山田市民センター条例	教育センターの碓井庁舎へ配置転換に伴う改正
公民館条例	碓井地区公民館の位置の改正
社会体育施設条例	稲築スポーツプラザ及び稲築多目的運動広場の廃止に伴う改正

4 今後改正等が想定される条例、規則等について

◆規則等

規 則 名	改 正 内 容
市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則	(新制定)
行政組織規則	総合支所、総合窓口課の名称及び所掌業務（別表2）の改正
幹部会規程	支所長の名称の改正
事務決裁規則	総合窓口課長、支所長の名称の改正
庁内管理規則	総合窓口課長の名称の改正
文書管理規程	総合支所総合窓口課、各総合支所、総合窓口課長の名称の改正
公印取扱規則	別表1の公印保管者の改正
情報コーナー設置規程	各庁舎の名称及び管理者の役職名の改正
無料法律相談事業実施規程	相談場所の改正
住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に関する規程	セキュリティ管理者の役職名の変更
災害対策本部設置規程	本部の設置場所の改正及び各総合支所総合窓口課の名称改正
防災行政無線局管理運用規程	別表、局名に規定する各庁舎名称の改正
教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則	補助執行事務に関する支所名称等の改正
少年相談センター規則	少年相談センターの設置位置の改正
適応指導教室設置規程	事業実施位置の改正

[資料]庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

(Q1) 庁舎を建設する必要があるの？

(A1) 庁舎の老朽化の問題、分庁方式では市民サービス低下や簡素で効率的な組織構築が困難である問題があります。今後収入不足が予想される中、有利な財源の活用期限内に庁舎を建設し、これらの問題を解消できる組織の再編を行い、「嘉麻市が将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制づくりが重要です。」

(Q2) 庁舎を建設せずに今のまま（現在の4庁舎に今のままの職員がいる状況）ではどうなるの？

(A2) 次の2点の問題が想定されます。

- ①各庁舎は劣化し、建て替えを必要とする時期が必ず生じます。結果として、順次4つの庁舎を建設し管理し続ける事になり市の負担は更に負担が多くなります。（*合併特例債の活用期限外での整備は全て市の負担になる）
- ②従前指摘されている分庁解消、組織体制のスリム化等の実現は困難となり、嘉麻市行政改革審議会から指摘されている通り、市が収入不足に陥ることは確実です。

(Q3) 庁舎建設は今でなくてはいけないの？

(A3) 老朽庁舎対策の緊急性や庁舎整備に活用できる唯一の財源（市の実質負担は約3分の1）である合併特例債の活用期限（平成32年度）があるため、迅速に取り組むべき事業です。

(Q4) 人口は減少していく予想があるが、庁舎建設に係る財源は大丈夫ですか？

(A4) 交付税、人口減少による収入減等については、財政計画において想定しています。これらを勘案した上で、国の期限付きの財政支援（合併特例債）を活用できる今であれば、財源的に可能です。一方、この期間を逃すと、(Q2)の回答になります。

(Q5) 合併特例債を活用しても、市の負担分である事業費の約3分の1の返済は？税金等の個人負担が増えないか？

(A5) 庁舎関連全事業費概算見込が約53億円、合併特例債の活用により市の実質負担額は、約19億3千万円と想定しています。20年間で償還すると、毎年約1億円程度の返済となりますが、本庁業務一本化による効果額が、毎年4億円程度見込んでいますので、庁舎建設に伴う、個人負担が増えることはありません。

(Q6) 職員350人体制により、臨時職員増加、事業の民間委託、住民サービス低下にならないか？

(A6) 分庁を解消し、本庁に機能を集約することで、組織体制のスリム化を図り、必要な全体職員実数の減少に努めます。また、事業の民間委託は、行政のスリム化の観点において必要な取り組みです。事業の民間委託を行う際には、現状の住民サービスと同等の対応を求めていく必要があります。民間事業者との適切な協力関係を構築し、住民サービスの低下を招かないように、しっかりと取り組んでいきます。

[資料]庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

(Q 7) 庁舎建設より若者定住や地域活性化事業等を実施すべきでは？

(A 7) 庁舎建設以外の若者定住、教育、産業、交通、福祉等、さまざまな事業を施政方針に基づき実施しています。今後も庁舎建設事業も含め、必要な事業について財源等を勘案し実施していく予定です。

(Q 8) 本庁舎の位置が稲築多目的広場（稲築高校跡地）になった理由は？

(A 8) 複数の候補地（碓井庁舎増築、碓井グラウンド、稲築多目的運動広場、牛隈交差点）から投票により稲築多目的運動広場が議会の意思として選定され、住民の利用が多く、交通事情がよく、他の官公署との距離が近いこと等を理由に、庁舎の位置を定める条例の一部改正条例が議員から提案され、法律的な確定力をもつ条例議決により、本庁舎の位置は稲築多目的運動広場に決定しています。

(Q 9) 庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例は、自治基本条例に違反した手続きなんですか？

(A 9) 法律（地方自治法第112条）に基づく正式な法令による手続きです。

※法律で受任された行為を市条例で制限することはできません。嘉麻市自治基本条例に議事機関の参画保障に関する義務規定はなく、自治基本条例に違反した手続きではありません。

(Q 10) 庁舎が建設されると支所はなくなるの？

(A 10) 本庁舎が設置される稲築以外の地域には支所を設置する予定です。現行の総合支所に関する業務は、今まで通り、各支所で実施される予定です。

(支所の設置場所予定)

- ・山田地区・・・生涯学習館周辺部に新設
- ・碓井地区・・・碓井庁舎を利用（※碓井庁舎には教育委員会を、当分の間、設置）
- ・嘉穂地区・・・嘉穂庁舎敷地内に新設

(Q 11) 合併団体に対する支所経費について普通交付税の増額があるのか？支所が設置されていない場合は算定されないのか？

(A 11) 平成26年度の普通交付税から「支所に要する経費」として新たに算定されることになりました。この内容については、合併団体の支所（旧役場）が住民サービスの維持・向上、災害対策等に重要な役割を果たしていることに着目するとともに、合併算定替の影響額を緩和するため新たに算定・措置されたものです。

なお、実際の「支所に要する経費」に係る普通交付税の算定については、人口や合併前の旧市町村役場から本庁舎までの距離などの数値を基本に算定されるもので、算定の要件において、支所設置の有無に関する要件の定めはなく、支所が設置されていなくても同様に算定されるものです。

[資料]庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

(Q12) 本庁舎までの公共交通機関が不便ですが？

(A12) 各庁舎があった地域を有機的に周回する循環バス等を整備し、市民のみなさまが利用しやすい公共交通対策を行っていきます。

(Q13) 庁舎が統合された場合、既存の庁舎は全て壊すのか？

(A13) 本庁業務の一本化に伴い、老朽庁舎は除却した方がよいと考えています。また、この時期については、合併特例債が活用できる期限内にした方が遥かに有利です。

(例) 5,000㎡の施設を除却する場合は、解体撤去費が約1億5千万円程度の概算といわれています。

合併特例債が活用できる平成32年度までの除却であれば、約3分の1の市の実質負担額です。

解体撤去費 1億5千万円 = 国の負担額 約1億円 + 市の負担額 5千万円

(Q14) 庁舎跡地の利活用計画は？

(A14) 基本計画(骨子案)として平成27年9月に公表していますが、具体的なプランについては、今後、地域のみなさまのご意見をいただき、各庁舎の利活用についても検討していく予定にしています。

(Q15) 洪水ハザードマップにおける浸水想定区域とは？

(A15) 洪水ハザードマップについては、平成14年3月に国土交通省遠賀川河川事務所が「遠賀川水系遠賀川浸水想定区域図」を公表しています。浸水想定区域は、大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川がはん濫した場合に想定される浸水想定区域を示したものです。遠賀川は150年に1回の豪雨が降り、かつ、河川上流の堤防が順次破れるなど決壊した場合の重ね合わせた最大値が浸水想定の高さです。

遠賀川の河川や堤防を管轄する国土交通省の遠賀川河川事務所では、このハザードマップの浸水想定区域等を参照し、遠賀川流域の人々の暮らしを守るため、はん濫等の洪水被害の軽減を図る河川改修事業(堰(せき)や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理及び修繕・更新)が行われています。

堤防点検の結果では、庁舎建設予定地周辺部の堤防は安全が確認されています。国においては、今後も新たな知見等に基づく、適切な維持管理、点検及び必要な対策の実施等を行って参るとの事でしたが、嘉麻市全体の治水安全度の更なる向上や堤防等の適切な維持管理の継続等、引き続き遠賀川河川事務所に要望して参りたいと考えています。

【参 考】：建設予定地と現在の各庁舎周辺部等の浸水範囲(主なものを抜粋)

- ・建設予定地 稲築多目的運動広場：2.0m～5.0m
 - ・碓井地区 碓井庁舎：1.0m～2.0m、道の駅うすい：2.0m～5.0m
 - ・山田地区 山田庁舎：浸水区域不明(山田川は指定河川でないため、浸水区域が不明)
 - ・嘉穂地区 嘉穂庁舎：1.0m～2.0m、嘉穂郵便局：2.0m～5.0m
 - ・稲築地区 稲築庁舎：2.0m～5.0m、稲築体育館：2.0m～5.0m
稲築武道館：5.0m以上
- ※飯塚市 新庁舎建設地：1.0m～2.0m

[資料]庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

(Q16) 庁舎建設予定地の水害記録は？

(A16) 岩崎地区における過去の水害記録、治水工事の状況

【明治時代まで（稲築町史より）】＊規模等の詳細内容は不明

・嘉永3年（1850年）に水害あり。 ・明治24年（1891年）に水害あり。

※明治24年以降は、堤防決壊と思われる水害記録はない。

外水害

【大正時代以降（稲築町史、遠賀川河川事務所資料等より）】

・河川事務所により昭和時代に堤防等の整備工事が進捗。

・平成3年、局所的な豪雨（2時間200ミリ、5時間280ミリ）。

水路の流量規模不足による現在の稲築庁舎裏（現在の土木課）で10センチ程度の冠水。

・平成5年～平成11年に稲築庁舎裏の水路改修。

・平成7年、遠賀川の白門堰の固定堰を可動堰に改修。

・平成22年から県道豆田稲築線のボックスカルバートの設置工事实施中。

※平成5年以降、様々な水路の流量規模不足を解消する事業（いわゆる内水対策）が庁舎建設予定地周辺は実施されている。

内水害

(Q17) 水害対策の方向性は？

(A17) 水害対策については、堤防強化事業の必要性のない完成堤防（外水対策）であること、また、平成時代に実施の内水対策事業により、一定の安全性は満たされていると判断されるため、現状において大量の切土・盛土を伴う造成工事は想定されないが、今後の設計等の検討の中で、専門家等のご意見をいただきながら建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討します。

(Q18) 庁舎建設予定地周辺の宮前橋の架け替えて、橋の高さが上がっているのはなぜ？ ハザードマップとの関係？

(A18) 架け替える前の旧宮前橋の設置時での基準と、現在の河川に橋を設置する時の基準が異なるからです。このため、ハザードマップでの浸水区域との関係性はありません。

【現在の基準】

『河川法第13条（河川管理施設等の構造の基準）より橋は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない』となっており、橋の構造については、河川管理上必要とされる河川管理施設等構造令を定めています。

河川管理施設等構造令第64条（橋の桁下高等）により橋の桁下高は、計画高水位（HWL）に数値を加算し、当該地点における河川の兩岸の堤防の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとなっています。

このため、建設予定地周辺の計画高水位に1.0mを加算した橋の桁下高になっているため、橋が上がっています。

また、河川管理施設等構造令第20条（堤防の高さ）により堤防の高さは、計画高水位（HWL）に数値加算以上とするものとなっており、建設予定地周辺の計画高水位に1.0mを加算した高さが、堤防の高さになっています。

[資料]庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

(Q19) 庁舎建設予定地周辺には岩崎断層があり、活断層では？

(A19) 地質調査の分野では日本で唯一の公的研究機関である「国立研究開発法人 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 活断層評価研究グループ 上級主任研究員 吉岡敏和氏(理学博士)」に以下の通り見解をいただいています。

この見解によると岩崎断層は、活断層である可能性は十分に低いと言えること、嘉麻市の例では掘削調査をすることは現実的ではないこと等の見解をいただいておりますが、耐震について、地震はいつ何処で発生するかは想定が困難であるため、より耐震性のある施設を計画していくものとする。今後の設計等の検討の中で、専門家等のご意見をいただきながら建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討します。

[吉岡博士の見解]

「福岡県内に分布する断層の多くは、地質時代という古第三紀以降(数千万年前以降)に形成されたものです。多くの断層はすでに活動を停止しました。ごく一部の断層が、再び活動し活断層となっていると考えられています。したがって、県内のすべての断層が活断層ということはありません。

地質学的に認められた岩崎断層につきましては、少なくともこれまでに「日本の活断層」「活断層デジタルマップ」「都市圏活断層図」などでは活断層として認定されておりません。政府の地震調査研究推進本部の評価でも、西山断層帯の活断層には含まれておりません。

活断層の定義につきましては、一定の基準はありません。通常は十数万年前以降に活動している断層を活断層とするのが一般的です。したがって、活断層かどうかを判定するのは、十数万年前の地層や段丘地形を詳細に調査する必要があります。このような地層や地形が分布していない場合は、直線的な崖地形や谷の屈曲などから推定しますが、活断層か否かの判定が困難な場合がしばしばあります。岩崎断層の場合、このような活断層を示す地形が認められないため、活断層である可能性は十分に低いと言えますが、より確実に活断層でない

というためには、詳細な地質調査を行い、十数万年前以前の地層が断層でずれていないことを示す必要があると思われ

ます。「活断層でない」ということを科学的に検証するための方法として最も確実なのは、掘削調査(トレンチ調査)です。しかしながら、この方法でも、適当な年代(数万年ないし、十数万年前)の地層が分布しない場合など、活断層か否かの判断が非常に難しいケースもあります。また、いわゆる岩崎断層以外にも活断層があるのではないかと、言われた場合、それを完全に否定することは不可能です。したがって、大抵の土地については、「活断層が存在するという直接的・間接的な根拠はない」ということで、活断層のリスクは十分に小さいと判断しているのが現状です。これまでに、顕著な活断層の近傍を除くと、市庁舎の建設でこのようなトレンチ調査を実施した例は、私は存じ上げていません。

万全を期すということではなく、あくまで費用対効果を考慮した常識的な判断をするのであれば、今回のケースでトレンチ調査を実施するのは現実的ではないと思われ

ます。」
※国立研究開発法人 産業技術総合研究所 機関概要

日本の独立行政法人である国立研究開発法人の一つで、公的研究機関である。2001年1月の中央省庁再編に伴い、旧通商産業省工業技術院の15研究所と計量研究所を統合再編し、旧通商産業省及びその後継の経済産業省から分離して発足した独立行政法人であり、2015年4月から国立研究開発法人に移行。

地質調査の分野では日本で唯一の公的研究機関である。 場所：茨城県つくば市

[資料]庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

(Q20) 庁舎建設予定地は、地下に石炭の坑道があるのでは？

(A20) 建設予定地の石炭採掘状況の照会については、以下のとおり行い、採掘は実施していない旨の回答をいただいています。また、今後の設計等の検討の中で、地質調査、ボーリング等を行い、専門家等のご意見をいただきながら安心・安全な施設の整備を検討します。

・平成27年6月

- 九州経済産業局 資源エネルギー環境部鉱業課宛に 様式『地下の石炭採掘状況の照会について』 と以下 添付資料を添えて送付する。(添付書類：土地の登記簿謄本、字図、位置図)
- 九州経済産業局から電話回答があり、建設予定地については、有資力業者関係であることが分り、鉱業権者である日本コークス工業株式会社(旧三井鉱山)九州事務所 田川事務所を紹介される。
- 日本コークス工業(株)九州事務所田川事務所に位置図、字図を送付し、地下の石炭採掘状況の照会について依頼した結果、建設予定地の鉱区は、日本コークス工業(株)であるが、「採掘はやっていない」旨の回答がある。

・平成27年9月

- 日本コークス工業(株)九州事務所田川事務所に再度、採掘状況に確認した結果、「採掘はやっていない」旨の回答文を得る。

(Q21) 建設経費を抑えるために庁舎をプレハブで建設できないか？

(A21) 庁舎は、市民の個人情報等を預かる(預かり資産)建物であり、防犯上、保安上、安心・安全性を求められる施設であると同時に、火災による建物の倒壊及び延焼を防止するためにも、耐火性能を持った構造が望ましいと考えられます。また、一般的に耐用年数が短いことや建築階数に限度が考えられ、敷地面積が広く必要になることからなどにより、公共施設にプレハブを使用する事はあまりないと思います。